

RMインフォメーション

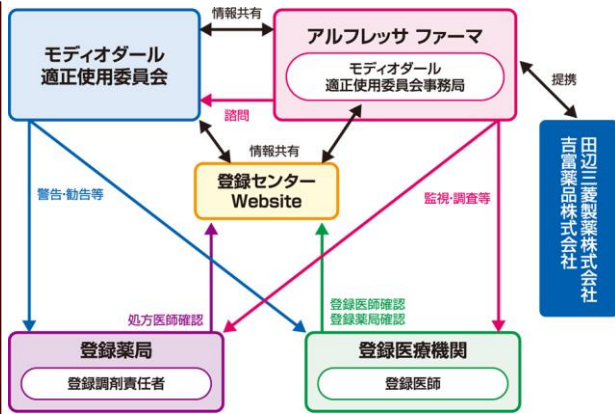
忘れないで・・・モディオダール錠の適正使用の変更・・・

最近、薬局(調剤責任者)の登録が必要な薬剤が増えてきましたね。
乱用を防ぐための施策ですが、ナルコレプシーなどに用いられる**モディオダール**も、今後、**薬局(調剤責任者)の登録が必要**になります。申請書を送付しe-learningの案内が来て、e-learning→確認テストをクリアすれば、登録が完了します。今後、薬局は、**処方医師が登録センターに登録しているのを確認した後、調剤**することになります。

経過措置期間について

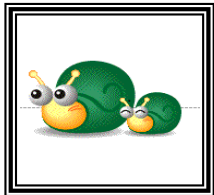
現状は令和2年8月31日までは経過措置となっていますので、これまで通りで問題ありません。令和2年8月31日までは、新適正使用推進策の本稼働に向けての医師・薬局のWebを介した登録センターへの登録蓄積期間となるため、「医師検索」機能は利用できないとのこと

モディオダール適正使用委員会での審査を行うため、登録完了までにはe-Learning/理解度確認テスト合格より**2週間程度**かかります。



衣替えを迎え、道行く人の装いにもしろがめだつようになりましたが、皆様ご壮健にてお過ごしのことと存じます。
コロナとの闘いも落ち着きに向い、今は第二波、三波に見舞われないように望むばかりです。
外出自粛は解除されたとはいえ、コロナがなくなった訳ではないので感染予防に注意されてお過ごしください。
コロナの影響でいろいろ大変だとは思いますが、皆で気を緩めず過ごしていきましょう。

ゴダイ株式会社 調剤



ご存知ですか！！ 覚せい剤原料の取扱いの変更点

一部の覚せい剤原料が疾病の治療の目的で用いられていることを鑑み、法改正が行われました。下記に一部ご紹介いたします。詳細は、一緒に添付しております取扱いの手引きをご確認をよろしくお願いいたします。

【今回取扱いが同様となった点(下線部)】

	麻薬の取扱い (麻薬及び向精神薬取締法)	医薬品覚醒剤原料の取扱い (覚醒剤取締法)
携帯輸出入	許可を受けた場合、自己の疾病の治療目的で携帯して輸出入可能。	許可を受けた場合、自己の疾病の治療目的で携帯して輸出入可能。 (詳細はP18 第13)
所持	患者が死亡した場合、相続人等による所持可能。	患者が死亡した場合、相続人等による所持可能。 (詳細はP9 第4)
返却	患者、その相続人等から麻薬診療施設や麻薬小売業者への返却可能。	患者、その相続人等から病院・薬局等へ返却可能。 (詳細はP5 第3) *ただし、返却できる相手については、P3の「返却の相手」を参照。
譲渡	大臣の許可を受けた場合には、麻薬施用施設の開設者や麻薬小売業者等が麻薬を、麻薬製造業者等に譲渡することが可能。	大臣の許可を受けた場合には、病院・薬局等の開設者や往診医師が品質不良等の医薬品覚醒剤原料を、覚醒剤原料取扱者等に譲渡することが可能。 (詳細はP5 第3)
廃棄	調剤済みの医薬品に限り、都道府県職員の立会いなしに廃棄可能。 (廃棄後、都道府県知事への届出が必要。)	交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料に限り、都道府県職員の立会いなしに廃棄可能。 (廃棄後、都道府県知事への届出が必要。) (詳細はP15 第9)
記録	麻薬診療施設の開設者や麻薬小売業者は帳簿を備え、必要事項の記録義務あり。	病院・薬局等の開設者や往診医師は帳簿を備え、必要事項の記録義務あり。 (詳細はP11 第8)

また、交付または調剤済みの覚せい剤原料が廃棄可能になりました。

患者様からお受け取りの際は、「様式6:交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」をすみやかに提出いただき、廃棄後30日以内に「様式5:交付又は調剤済み医薬品である覚醒剤原料廃棄届」をご提出ください。

別紙第十七号様式(第十九条第二項関係) 覚醒剤原料取扱届出書

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤原料譲受届出書(第10条の14第2項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたいとする関係)に該当する。

年 月 日 届出 する 氏名

都 道 府 県 知 事 宛

譲り受けたい者の氏名	品 名	取 量
譲り受けたい者の住所		
譲り受けたい者の職業		
譲り受けたい者の性別		
譲り受けたい者の年齢		
譲り受けたい者の職業		
譲り受けたい者の住所		
譲り受けたい者の職業		

備考

1. 届出の必要はない。A.4よりすること。
2. 許しは、覚醒剤原料取扱届出書(覚醒剤原料取扱届出書)を提出すること。
3. 届出者が個人の場合は、届出書には、その届出者の住所を記載すること。ただし、届出者が法人の場合は、届出書には、その法人の住所を記載すること。また、届出者が法人の場合は、届出書には、その法人の代表者の住所を記載すること。
4. 届出書の提出先は、都道府県知事である。都道府県知事は、日本薬局方覚醒剤原料に準じて日本薬局方に定められた規格及びその数量、その他にあっては、他の規格及びその数量を記載すること。

別紙第十八号様式(第十九条第二項関係) 覚醒剤原料取扱届出書

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤原料譲受届出書(第10条の14第2項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたいとする関係)に該当する。

年 月 日 届出 する 氏名

都 道 府 県 知 事 宛

譲り受けたい者の氏名	品 名	取 量
譲り受けたい者の住所		
譲り受けたい者の職業		
譲り受けたい者の性別		
譲り受けたい者の年齢		
譲り受けたい者の職業		
譲り受けたい者の住所		
譲り受けたい者の職業		

備考

1. 届出の必要はない。A.4よりすること。
2. 許しは、覚醒剤原料取扱届出書(覚醒剤原料取扱届出書)を提出すること。
3. 届出者が個人の場合は、届出書には、その届出者の住所を記載すること。ただし、届出者が法人の場合は、届出書には、その法人の住所を記載すること。また、届出者が法人の場合は、届出書には、その法人の代表者の住所を記載すること。
4. 届出書の提出先は、都道府県知事である。都道府県知事は、日本薬局方覚醒剤原料に準じて日本薬局方に定められた規格及びその数量、その他にあっては、他の規格及びその数量を記載すること。